

事業報告書			
医療法人整理番号		00234	
報告期間	自	令和6年4月1日	
	至	令和7年3月31日	
1 事業報告書の概要			
	(1) 名称	社会医療法人寿人会	
		分類①	社団（出資持分なし）
		分類②	社会医療法人
		分類③	基金制度不採用
	(2) 事務所の所在地	都道府県	福井県
		市区町村	鯖江市
		町名・番地	旭町4丁目4番9号
		建物名	
			従たる事務所の記載はこちら
	(3) 設立認可年月日		昭和57年7月12日
	(4) 設立登記年月日		昭和57年7月21日
	(5) 理事長の氏名	姓	木村
		名	知行
		役員及び評議員の人数	8
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
	(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
	(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
	(2) 附帯業務	記載はこちら	
	(3) 収益業務	記載はこちら	
	(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
	(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
	(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
	(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
	(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
	(9) その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	木村	知行	
理事	宮永	健	木村病院管理者
理事	木村	結花	
理事	富井	淑夫	
理事	杉本	みほ	介護医療院かがやき管理者
理事	新本	修一	
監事	外山	弘	
監事	市川	隆志	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 (開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	木村病院		1810714483	福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	88	145	145	0	0	0	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護医療院	介護医療院かがやき		18B0700019	福井県鯖江市旭町 4 丁目 9 番 1 0 号	80	0

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
 3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーションさばえ		福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	
地域包括支援センターさばえ		福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	鯖江市委託管理
グループホームさばえ		福井県鯖江市旭町 4 丁目 9 番 1 0 号	
短期入所療養介護 かがやき		福井県鯖江市旭町 4 丁目 9 番 1 0 号	
指定居宅介護支援事業所 在宅介護支援センターさばえ		福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	
訪問リハビリセンターさばえ		福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	
陽だまりさばえ		福井県鯖江市旭町 4 丁目 9 番 1 0 号	
短期集中リハビリ木村		福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	
木村病院 介護相談センター		福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号	

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和6年6月19日	令和 5 年度決算報告
令和7年3月28日	令和 7 年度収支予算の決定
注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債					
発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		
	日付	開設（許可を含む）した主要な施設

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
令和6年4月1日	第一種協定指定医療機関、第二種協定指定医療機関
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 社会医療法人寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号 00234

貸借対照表
令和7年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,052,896	I 流動負債	505,297
現金及び預金	1,493,973	買掛金	53,532
事業未収金	551,427	短期借入金	75,000
たな卸資産	6,299	未払金	232,493
前払費用	850	未払法人税等	80
その他の流動資産	347	未払消費税等	2,537
前払費用		賞与引当金	131,989
その他の流動資産		その他の流動負債	9,666
		前受金	
		預り金	
		前受収益	
		その他引当金	
		その他の流動負債	
II 固定資産	2,777,830	II 固定負債	1,341,502
1 有形固定資産	2,649,340	長期借入金	956,250
建物	1,524,720	退職給付引当金	385,044
構築物	12,572	その他の固定負債	208
医療用器械備品	70,913	その他引当金	
その他の器械備品	93,627	その他の固定負債	
車両及び船舶	6,038		
土地	889,726		
建設仮勘定	50,909		
その他の有形固定資産	835		
		負債合計	1,846,799
		純資産の部	
2 無形固定資産	66,997	科目	金額
ソフトウェア	66,704	I 基金	
その他の無形固定資産	293	II 積立金	2,983,927
その他の無形固定資産		設立等積立金	20,000
		その他積立金	3,172,000
3 その他の資産	61,493	繰越利益積立金	-208,073
有価証券	135		
その他の固定資産	61,358	III 評価・換算差額等	
保有医療機関債		その他有価証券評価差額金	0
その他長期貸付金		繰延ヘッジ損益	0
役職員等長期貸付金			
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	4,830,726	純資産合計	2,983,927
		負債・純資産合計	4,830,726

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。
2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

様式第二号

法人名 社会医療法人寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

医療法人整理番号	00234
----------	-------

損 益 計 算 書

自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			3,200,984
2 事業費用			
(1) 事業費	3,078,022		
(2) 本部費	0		3,078,022
本来業務事業利益			122,962
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			227,171
2 事業費用			243,034
附帯業務事業損失			15,863
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			0
2 事業費用			0
収益業務事業利益			0
事業利益			107,099
II 事業外収益			
受取利息	781		
その他の事業外収益	64,728		65,509
III 事業外費用			
支払利息	5,861		
その他の事業外費用	1,132		6,993
経常利益			165,615
IV 特別利益			
固定資産売却益	0		
その他の特別利益	0		0
V 特別損失			
固定資産売却損	5,704		
その他の特別損失	0		5,704
税引前当期純利益			159,911
法人税・住民税及び事業税	80		
法人税等調整額	0		80
当期純利益			159,831

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 社会医療法人 寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 7 年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	4,830,726 千円
2. 負 債 額	1,846,799 千円
3. 純 資 産 額	2,983,927 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,052,896
B 固 定 資 産	2,777,830
C 資 産 合 計 (A + B)	4,830,726
D 負 債 合 計	1,846,799
E 純 資 産 (C - D)	2,983,927

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☒ 法人所有 ☐ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 社会医療法人 寿人会

※医療法人整理番号	00234
-----------	-------

所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

社会医療法人寿人会

理事長 木村 知行 殿

私（注 1）は、社会医療法人寿人会の令和 6 年会計年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注 2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 7 年 6 月 17 日

社会医療法人寿人会

監事 外 山 弘

監事 市川 啓 介

（注 1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注 2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第 51 条第 2 項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第 3 条に規定する重要な会計方針の記載及び第 22 条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産

最終仕入原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、ソフトウェア（法人内使用分）については、法人内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

4 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理方法は税込方式を採用しております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

該当なし

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

病院の土地建物に根抵当権設定 極度額金867百万円
根抵当権者 福井信用金庫
債権の範囲 銀行取引

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当 なし									

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当 なし							

取引条件及び取引条件の決定方針等

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

有形固定資産の減価償却累計額 3,415,942千円

様式第四号

法人名 社会医療法人 寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 6年 4月 1 日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位:千円)

	積立金				純資産合計
	設立等積立金	別途積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和6年4月 1日 残高	20,000	3,172,000	△367,903	2,824,097	2,824,097
会計年度中の変動額					
当期純利益			159,830	159,830	159,830
会計年度中の変動額合計	-	-	159,830	159,830	159,830
令和7年3月31日 残高	20,000	3,172,000	△208,073	2,983,927	2,983,927

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 社会医療法人 寿人会

所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	4,266,389	1,287	945	4,266,731	2,742,012	115,032	1,524,720
	構築物	103,782	-	-	103,782	91,209	2,099	12,573
	医療用器械備品	234,419	34,989	-	269,408	198,495	22,083	70,913
	その他の器械備品	437,785	25,403	462	462,725	369,098	47,930	93,627
	車両及び船舶	15,941	2,437	-	18,378	12,341	2,952	6,038
	土地	889,726	-	-	889,726	-	-	889,726
	その他の有形固定資産	26,720	33,514	5,704	54,530	2,787	681	51,742
計		5,974,762	97,630	7,111	6,065,281	3,415,942	190,777	2,649,338
無形固定資産	ソフトウェア	79,272	18,042	3,208	94,106	27,402	17,335	66,704
	その他の無形固定資産	293	-	-	293	-	-	293
計		79,566	18,042	3,208	94,400	27,402	17,335	66,997
その他の資産	有価証券	135	-	-	135	-	-	135
	長期前払費用	616	2	574	43	-	-	43
	その他の固定資産	56,535	4,791	11	61,315	-	-	61,315
計		57,285	4,793	585	61,493	-	-	61,493

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

様式第六号

法人名 社会医療法人 寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	134, 146	428, 954	431, 112	-	131, 988
退職給付引当金	412, 532	7, 500	34, 988	-	385, 044

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

様式第七号

法人名 社会医療法人 寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	0	0		—
1年以内に返済予定の 長期借入金	75,000	75,000	0.55	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	1,031,250	956,250	0.55	令和20年12月
その他の有利子負債	0	0		
合 計	1,106,250	1,031,250	—	—

注記：1年ごとの返済予定額 75,000(千円)

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

様式第八号

法人名 社会医療法人 寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

#

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

- 1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
- 2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
- 3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の 1 % 以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
- 4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第 2 条第 1 項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 _____
所在地 _____

※医療法人整理番号	
-----------	--

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事 業 費	本 部 費	計			
材料費	様式第九の二号を使用の為省略					
給与費						
委託費						
経費						
売上原価						
その他の事業費用						
計						

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

様式第九の二号

法人名 社会医療法人 寿人会
所在地 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

※医療法人整理番号

事業費用明細表
(自 令和 6年 4月 1日 至 令和 7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目		金 額	
I 材料費			
期首棚卸高	7,825		
医薬品費	127,105		
診療材料費	98,985		
医療消耗器具備品費	329		
給食用材料費	75,795		
期末棚卸高	6,299		303,740
II 給与費			
給料	1,707,908		
賞与	336,231		
賞与引当金繰入額	-1,913		
退職給付費用	1,587		
法定福利費	279,511		
賞与社会保険料引当金繰入額	531		2,323,855
III 委託費			
検査委託費	35,368		
給食委託費	41,104		
寝具委託費	11,134		
清掃委託費	29,920		
保守委託費	13,977		
その他の委託費	89,745		221,248
IV 経費			
減価償却費	208,111		
器機賃借料	31,460		
地代家賃	8,801		
修繕費	10,630		
固定資産税等	17,162		
器機保守料	22,951		
車両関係費	3,295		
福利厚生費	7,566		
旅費交通費	8,008		
職員被服費	17,895		
通信費	5,216		
広告宣伝費	203		
消耗品費	19,328		
消耗器具備品費	1,643		
水道光熱費	65,291		
保険料	6,529		
交際費	5,340		
諸会費	5,473		
租税公課	8,303		
賃借料	4,295		
新聞図書費	141		
寄付金	1,937		
雑費	8,995		468,573
V その他の事業費用			
研究費	861		
研修費	2,779		3,640
事業費用計			3,321,056

- 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
- I からVIの中区分科目は、省略する様式によることもできる。
- その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

メニュー名

集計期間

法人名

税処理

単位

決算報告書

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日

社会医療法人寿人会

税込

(単位：円)

損益計算書

科目	金額	
【売上高】		
入院診療収益	2,297,145,315	
室料差額収益	19,660,080	
外来診療収益	356,562,595	
保健予防活動収益	34,470,537	
受託検査・施設利用収益	25,101,680	
その他の医業収益	685,556,907	
保険等査定減	-5,445,187	
売上高合計		3,413,051,927
売上総利益		3,109,311,373
【材料費】		
期首棚卸高	7,825,358	
医薬品費	127,104,583	
診療材料費	98,984,594	
医療消耗器具備品費	329,374	
給食用材料費	75,795,289	
期末棚卸高	6,298,644	303,740,554
【医業費用】		3,017,315,164
営業利益		91,996,209
【営業外収益】		
受取利息及び配当金	781,344	
運営費補助金収益	23,200,030	
患者外給食収益	948,420	
その他医業外収益	55,681,880	
営業外収益合計		80,611,674
【営業外費用】		
支払利息	5,861,449	
患者外給食用材料費	1,004,906	
その他医業外費用	127,148	
営業外費用合計		6,993,503
経常利益		165,614,380

特別利益合計		0
【特別損失】		
固定資産除却損	5,704,354	
特別損失合計		5,704,354
税引前当期純利益		159,910,026
法人税、住民税及び事業税負担額	80,000	
法人税等合計		80,000
当期純利益		159,830,026

集計期間
法人名
税処理
単位

自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日
社会医療法人寿人会
税込
(単位：円)

販売費及び一般管理費明細書

科目	金額	
【給与費】		
給料	1,707,908,037	
賞与	336,231,315	
賞与引当金繰入額	-1,912,832	
退職給付費用	1,586,667	
法定福利費	279,510,672	
賞与社会保険料引当金繰入額	530,656	
給与費計		2,323,854,515
【委託費】		
検査委託費	35,368,372	
給食委託費	41,103,596	
寝具委託費	11,134,329	
清掃委託費	29,920,024	
保守委託費	13,976,875	
その他の委託費	89,744,839	
委託費計		221,248,035
【設備関係費】		
減価償却費	208,111,173	
器機賃借料	31,459,694	
地代家賃	8,800,949	
修繕費	10,629,766	
固定資産税等	17,162,200	
器機保守料	22,951,038	
車両関係費	3,294,831	
設備関係費計		302,409,651
【研究研修費】		
研究費	860,990	
研修費	2,779,057	
研究研修費		3,640,047
【経費】		
福利厚生費	7,565,910	
旅費交通費	8,007,530	

職員被服費	17,894,525	
通信費	5,215,826	
広告宣伝費	203,300	
消耗品費	19,328,143	
消耗器具備品費	1,642,854	
水道光熱費	65,291,456	
保険料	6,529,159	
交際費	5,340,402	
諸会費	5,472,915	
租税公課	8,303,110	
賃借料	4,294,772	
新聞図書費	141,220	
寄付金	1,937,000	
医業貸倒損失	62,362	
雑費	8,932,432	
経費		166,162,916
医業費用計		3,017,315,164
医業費用計		3,053,921,623

独立監査人の監査報告書

令和7年6月13日

社会医療法人 寿人会
理事会 御中

公認会計士 篠原俊 事務所

福岡県福岡市

公認会計士 篠原 俊

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人寿人会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

令和7年6月13日

社会医療法人 寿人会
監事 外山 弘 殿
監事 市川 隆志 殿

公認会計士 篠原俊 事務所
福岡県福岡市
公認会計士

篠原 俊

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人寿人会の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、すべての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事

象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第 95 号（平成 28 年 4 月 20 日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別 添 2－2 (社会医療法人が関係書類を毎会計年度終了後 3 月以内に届け出る場合)
令和 7 年 6 月 3 0 日

福井県知事 杉本 達治 殿

主たる事務所の所在地
福井県鯖江市旭町 4 丁目 4 番 9 号
社会医療法人 寿人会
理事長 木村 知行

決 算 届

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの決算を終了したので、医療法第 5 2 条第 1 項の規定により届出します。

記

救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
木村病院	福井県鯖江市旭町四丁目 4 番 9 号	救急医療
木村病院	福井県鯖江市旭町四丁目 4 番 9 号	へき地医療

注 1) 「救急医療等確保事業を行っている病院又は診療所」欄には、医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準に適合する病院又は診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）を全て記載すること。

注 2) 「救急医療等確保事業の別」欄には、当該施設で行っている医療が、医療法第 3 0 条の 4 第 2 項第 5 号に掲げる医療（以下参照）のいずれに係るものであるかの別（当該施設で医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の基準を満たすものが複数ある場合は、その全て）を記載すること。

- 救急医療（精神科救急医療の要件を満たす場合は、「精神科救急医療」と記載すること。）
○災害医療 ○新興感染症発生・まん延時における医療 ○へき地医療 ○周産期医療
○小児救急医療

1. 社会医療法人関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧		申 請 時	毎決算後	備考
☐	社会医療法人認定申請書	○	—	
☐	決算届	—	○	
☐	別表（医療法第42条の2第1項第4号の要件に該当する旨を説明する書類）	○	○	
	（医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類）			
☐	添付書類（構造設備及び体制）	○	○	※
☐	添付書類1-1（救急医療） 時間外等加算件数明細表	左記の添付書類のうち該当するものを添付	左記の添付書類のうち該当するものを添付	※
☐	添付書類1-2（救急医療） 夜間等救急自動車等搬送件数明細表 夜間等救急自動車等搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類1-3（精神科救急医療） 時間外等診療件数明細表 受診時間等を証明する書類 応急入院指定病院である旨を証明する書類（指定書等写し）			
☐	添付書類2（災害医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類3（新興感染症発生・まん延時における医療） 添付書類1-1（救急医療）又は1-2（救急医療）（添付資料を含む） 訓練又は研修ごとに参加した職員の役職名及び所属を記載したリスト 訓練又は研修に参加したことを証明する書類（修了証又は参加依頼文等写し）			
☐	添付書類4-1（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等写し）			
☐	添付書類4-2（へき地医療） 巡回診療明細表 巡回診療の延べ診療日数を証明する書類（事業計画書等）			
☐	添付書類4-3（へき地医療） へき地診療所診療日明細表			
☐	添付書類4-4（へき地医療） 医師派遣明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類（協定書等写し）			
☐	添付書類4-5（へき地医療） 医師派遣明細表、巡回診療明細表 医師の延べ派遣日数を証明する書類、巡回診療の延べ診療日数を証明する書類			
☐	添付書類5（周産期医療） 母体搬送件数明細表 母体搬送件数を証明する書類（救急搬送証明書等写し）			
☐	添付書類6（小児救急医療） 時間外等加算件数明細表 受診時間等を証明する書類			

(公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類)				
☐	添付書類 7 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号) に該当する旨を説明する書類 (運営))	○	○	
	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準	○	○	※
	直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書	○	—	
☐	書類付表 1 (理事、監事、社員及び評議員に関する明細表)	○	○	
☐	書類付表 2 (経理等に関する明細表)	○	○	
☐	書類付表 3 (保有する資産の明細表)	○	○	※
☐	添付書類 8 (公的な運営に関する要件 (医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 6 号) に該当する旨を説明する書類 (事業))	○	○	
	診療報酬規程	○	○	

- 注) (1) 該当する書類にチェックをすること。
(2) 備考欄の※印は、毎会計年度終了後 3 月以内の届出に係る書類のうち都道府県において閲覧に供するものであること。
(3) 申請関係書類の中にある申請者名の欄は法人名及び理事長名、住所の欄は主たる事務所の所在地を記載すること。
(4) 閲覧に供する書類について、個人情報に係る記載 ((3) を除く。) がある場合にあっては、必要な措置を講ずるものとする。

2. 定款 (寄附行為) 変更認可申請関係書類一覧

申 請 書 類 一 覧
☐ 定款 (寄附行為) 変更認可申請書
☐ 定款又は寄附行為の変更内容 (新旧条照表を添付すること。) 及びその事由を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類 … 社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録 … 財団の医療法人にあっては、理事会及び評議員会の議事録
(医療法第 4 2 条の 2 第 1 項の収益業務を行う場合)
☐ 収益業務の概要及び運営方法を記載した書類
☐ 定款又は寄附行為変更後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
☐ 新たに寄附を受ける場合、その申込書の写し (寄附が不動産の場合、その申込書の写し、登記事項証明書及びその評価額を証明する書類)
☐ 土地、建物等を賃貸する場合、その契約書の写しと登記事項証明書

- 注) (1) 新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合、又は社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、医療法第 5 4 条の 9 第 3 項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。
(2) 該当する書類にチェックをすること。

3. 決算届出関係書類一覧

届 出 書 類 一 覧
(基本書類)
☐ 事業報告書
☐ 財産目録
☐ 貸借対照表
☐ 損益計算書
☐ 関係事業者との取引の状況に関する報告書
☐ 監事の監査報告書
☐ 医療法第42条の2第1項第1号から第6号までの要件に該当する旨を説明する書類 (「1. 社会医療法人関係書類一覧」参照)
(医療法第54条の2第1項に規定する社会医療法人債を発行した場合(当該社会医療法人債の総額について償還済みであるものを除く。))
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ キャッシュ・フロー計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書
(医療法第51条第2項の厚生労働省令で定める基準に該当する場合)
上記に掲げる基本書類
☐ 純資産変動計算書
☐ 附属明細表
☐ 公認会計士又は監査法人の監査報告書

- 注) (1) 社会医療法人が医療法第52条第1項の規定に基づく書類の届出をしようとする場合、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類も併せて届出する必要があること。
- (2) 会計年度の中途において新たに社会医療法人の認定を受けた場合にあっては、当該会計年度開始の日から当該認定を受けた日の前日までの期間を含めて届出することに留意すること。
- (3) 会計年度の中途において社会医療法人の認定が取り消された場合にあっては、社会医療法人の認定要件に該当する旨を説明する書類を届出する必要がないこと。
- (4) 該当する書類にチェックをすること。

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人寿人会 理事長 木村知行

住 所： 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	木村病院
施設の所在地	福井県鯖江市旭町4丁目4番9号
管轄保健所名	丹南健康福祉センター

1 診療科目

科 目	内科	呼吸器内科	循環器内科	糖尿病内科	内分泌内科	消化器内科
	外科	消化器外科	整形外科	リハビリテーション科	泌尿器科	脳神経内科
	脳神経外科	放射線科	皮膚科	救急科		

2 許可病床数

一 般		療 養		結 核		精 神		感 染 症		合 計	
室	床	室	床	室	床	室	床	室	床	室	床
43	88	54	145	0	0	0	0	0	0	97	233

3 構造設備

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

業務の区分	施 設	設 備 等
☒ 救急医療 ☐ 精神科救急医療 ☐ 災害医療 ☐ 新興感染症発生・まん延時における医療 ☒ へき地医療 ☒ 病院 ☐ へき地診療所 ☐ 周産期医療 ☐ 小児救急医療	☐ 集中治療室 ☐ 集中治療室（一部は陰圧化が可能なもの） ☐ 母体胎児集中治療管理室 ☐ 新生児集中治療管理室 ☒ 診察室 ☒ 手術室 ☒ 処置室 ☒ 発熱患者等専用として使用可能な診察室（プレハブ・簡易テント等を含む。） ☒ 臨床検査施設 ☒ エックス線診療室 ☒ 調剤所 ☐ 保護室 ☐ 面会室 ☒ 診察室（発熱） ☐ 専用病床（ 床） ☒ 優先的に使用される病床 ☐ 陰圧病室（確保病床 床） ※医療措置協定による確保病床（ 床） の半数以上が陰圧病室内にあること。 ☒ 個室病室 ☐ 備蓄倉庫 ☐ ヘリポート（ ☐ 敷地内 ☐ 近接地） ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	☐ 病床において酸素投与及び呼吸モニタリングが可能な設備 ☐ 感染を判断するための検査機器 ☐ 分娩監視装置 ☐ 新生児用呼吸循環監視装置 ☒ 超音波診断装置 ☐ 新生児用人工換気装置 ☐ 微量輸液装置 ☐ 保育器 ☐ 簡易ベッド ☐ 携帯用医療機器 ☒ 個人防護具 ☒ 感染患者を隔離し動線確保に必要なパーテーション等 ☒ 食料 ☒ 飲料水 ☒ 医薬品 ☒ 自家発電装置 ☐ トリアージタッグ ☒ 救急用自動車 ☒ 広域災害・救急医療情報システム ☐ 新興感染症発生・まん延時の医療の提供において都道府県知事が求める機能に応じて必要となる設備（ ）

- 「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から3年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

「新興感染症発生・まん延時における医療」に係る施設又は設備の整備計画の概要 ・施設整備計画 (○年○月完成予定) ・設備整備計画 (○年○月整備予定)
--

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあっては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員	12.7	0	3	相当数	0	相当数	0	68	0	3	相当数	相当数	0	相当数	相当数	相当数	86.7
実人員	47	0	6	5	0	5	1	114	0	6	26	17	0	37	13	63	340
内特殊関係者	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	4

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）3/31		夜間（3時現在）3/31		休日（15時現在）3/30	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内	0	13	0	1	0	1
	オンコール	0	0	0	1	0	1
内 精神科医（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
内 小児科医（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
内 産婦人科医（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
薬剤師	病院内	0	4	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	1	0	1
診療放射線技師	病院内	0	5	0	0	0	1
	オンコール	0	0	0	1	0	0
臨床検査技師	病院内	0	4	0	0	0	1
	オンコール	0	0	0	1	0	0
看護師	病院内	0	40	1	11	2	20
	オンコール	0	0	0	0	0	0
合 計	病院内	0	66	1	12	2	23
	オンコール	0	0	0	4	0	2
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内	0	7	1	1	2	3
	オンコール	0	0	0	4	0	2
内 周産期医療（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0
内 小児救急医療（再掲）	病院内	0	0	0	0	0	0
	オンコール	0	0	0	0	0	0

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく 都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく 常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMA T）の有無	
-----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMA T）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPA T）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

「添付書類（構造設備及び体制）」の記載要領

1 各表共通

申請書又は決算届に記載した救急医療等確保事業を行っている病院（診療所）毎に記載すること。

2 「2 許可病床数」

医療法に基づき「患者収容定員」として使用許可を受けている「許可病床」の数を記載すること。

3 「3 構造設備」

(1) 「(1) 総括表」には、該当する業務の区分(複数の基準に該当する場合はその全て)及び所有する施設又は設備等の□にチェックすること。

(2) 「(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要」は、以下のとおり記載すること。

① 「区分」欄には、建物の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。

② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載すること。

③ 「耐震基準」欄には、「耐震基準を有する」又は「耐震基準を有しない」を記載すること。

※ 耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法(昭和56年6月1日施行令改正)に基づく耐震基準を満たすものや耐震補強工事等により新耐震基準を満たすものをいう。

④ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。

⑤ 「室数」欄には、その建物の用途別の区分に応じ、その室数を記載すること。

(3) 「(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要」には、医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当するへき地診療所の所在地の都道府県において、当該医療法人が開設するすべての病院について記載すること。

① 「施設」欄には、該当する施設の□にチェックすること（へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表に記載済みのため記載不要）。

② 「へき地からの入院患者の受入れ体制」欄には、その具体的な体制（例えば、病院開院時間におけるへき地の患者の受け入れ（外来、入院、検査等）の可否、〇〇病院が所有する患者輸送車により搬送できる体制、情報システムにより診療を支援できる体制等）を記載すること。

なお、へき地医療拠点病院へ医師を派遣する病院にあつては、へき地医療拠点病院からへき地診療所へ派遣された医師との連携を図るため、へき地診療所で対応困難な場合等において、当該病院の窓口を経由して対応可能な医師等に相談し、必要な助言・指導を受けられる体制（例えば、「担当窓口：〇〇室、対応方法：へき地診療所からの応援要請（へき地医療拠点病院を経由する場合を含む。）に対して対応可能な医師等に院内PHSで連絡し、適切な助言指導を行う。」など）についても記載すること。

4 「4 職種別従業員数」

(1) 直近に終了した会計年度の末日における人数を記載すること。

(2) 特殊関係者とは、医療法人の設立者、理事、監事、社員若しくは評議員（以下「設立者等」という。）又はこれらの者と親族等の関係を有する者をいう。なお、親族等とは、次の者をいう。

① 設立者等の配偶者及び三親等以内の親族

② 設立者等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ 設立者等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

④ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

5 「5 勤務体制」

(1) 休日（日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日及び年末年

始の日（1月1日を除く12月29日から1月3日まで）を指すこと。）の欄には、直近に終了した会計年度の最終の休日における勤務体制を記載すること。

（2）昼間、夜間の欄には、直近に終了した会計年度の（1）の休日を除く最終の日における勤務体制を記載すること。

（3）専任とは、救急医療（精神科救急医療）、周産期医療又は小児救急医療を担当するために配置された者を指す。

添付書類 1－1（救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人 寿人会 理事長 木村知行

住 所： 福井県鯖江市旭町四丁目 4 番 9 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	木村病院
病院の所在地	福井県鯖江市旭町四丁目 4 番 9 号
管轄保健所名	丹南健康福祉センター

〔時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	18040 件	119 件	A 18159 件
内 時間外加算の算定件数	724 件	3 件	① 727 件
内 休日加算の算定件数	3442 件	55 件	② 3497 件
内 深夜加算の算定件数	65 件	1 件	③ 66 件
内 時間外加算の特例の算定件数	776 件	38 件	④ 814 件
時間外等加算割合 $\{(\text{①}+\text{②}+\text{③}+\text{④}) \div \text{A}\}$			28.1%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 2 0 年厚生労働省告示第 5 9 号）別表第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表

時間外等加算件数明細表

(自 令和 4 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6691 件	64 件	6755 件
内 時間外加算の算定件数	295 件	2 件	297 件
内 休日加算の算定件数	1340 件	27 件	1367 件
内 深夜加算の算定件数	21 件	1 件	22 件
内 時間外加算の特例の算定件数	252 件	34 件	286 件

(自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6158 件	21 件	6179 件
内 時間外加算の算定件数	233 件	0 件	233 件
内 休日加算の算定件数	1179 件	12 件	1191 件
内 深夜加算の算定件数	11 件	0 件	11 件
内 時間外加算の特例の算定件数	308 件	4 件	312 件

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5191 件	34 件	5225 件
内 時間外加算の算定件数	196 件	1 件	197 件
内 休日加算の算定件数	923 件	16 件	939 件
内 深夜加算の算定件数	33 件	0 件	33 件
内 時間外加算の特例の算定件数	216 件	0 件	216 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	18040 件	119 件	18159 件
内 時間外加算の算定件数	724 件	3 件	727 件
内 休日加算の算定件数	3442 件	55 件	3497 件
内 深夜加算の算定件数	65 件	1 件	66 件
内 時間外加算の特例の算定件数	776 件	38 件	814 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。

添付書類 4-1 (へき地医療)

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人寿人会 理事長 木村知行

住所：福井県鯖江市旭町四丁目4番9号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	木村病院 へき地医療拠点病院の指定 (<u>有</u> ・ 無)
病院の所在地	福井県鯖江市旭町四丁目 4 番 9 号
管轄保健所名	丹南健康福祉センター

[へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数]

支援診療所名	派遣日数	派遣医師数	医師の延べ派遣日数
丹生診療所	21 日間	2 人	21 人日
丹生診療所	51 日間	1 人	51 人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
	日間	人	人日
合 計	72 日間	3 人	※ 72 人日

〔国又は地方公共団体からの要請（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するものに限る。以下同じ。）を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合〕

期間							日数	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
年	月	日	～	年	月	日	日	
通算日数							日	

※ 「医師の延べ派遣日数」の合計欄は、53 人日以上（へき地医療拠点病院の指定を受けている社会医療法人にあっては、他の医療法人から医師の派遣を受けて行われたへき地診療所に対する医師の派遣の延べ派遣日数は除く。）であること。国又は地方公共団体からの要請を受けて派遣を行うことができなかった日がある場合は、（53－国又は地方公共団体からの要請を受けて医師の派遣を行うことができなかった日数）人日以上であること。（派遣を行うことができなかった日数が1月あたり4日を超える場合は、その月については当該日数を4日として計算することとする。）

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度におけるへき地に所在する診療所（当該医療法人が開設又は指定管理者として管理するものを除く。）に対する医師の延べ派遣日数を記載すること。
- 当該病院の所在地の都道府県において行っている医師派遣について記載すること。

添付資料

- 医師派遣明細表
- へき地に所在する診療所に対する医師の延べ派遣日数を証明する書類（支援診療所との協定書等の写し）

医師派遣明細表

派遣日又は派遣期間	派遣日数	派遣先（診療所名）	派遣医師数	医師の延べ派遣日数	受診可能診療科目
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	日間	丹生診療所	2人	21人日	リハビリテーション科 内科
令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	日間	丹生診療所	1人	51人日	救急科
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
	日間		人	人日	
合 計	—	—	—	72人日	—

（記載上の注意事項）

- 派遣日は「令和〇年〇月〇日」、派遣期間は「令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日」と記載すること。
- 受診可能診療科目は派遣医師が実際に診療できる科目を全て記載すること。

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第1号から第3号まで及び第6号）に該当する旨を説明する書類（運営）

申請者名：社会医療法人 寿人会 理事長 木村知行

住 所：福井県鯖江市旭町四丁目4番9号

以下のとおり相違ありません。

1 運営組織（法第42条の2第1項第1号から第3号まで、規則第30条の35の3第1項第1号イ及びハ）

	総 数	最も人数の多い 親 族 等 の グループの人数	親族等 の割合	最も人数の多い 他の同一団体の グループの人数	他の同一団体 の 割 合
理 事	6 人	1 人	12.5%	0 人	0 %
監 事	2 人			0 人	0 %
社 員	3 人	1 人	33%		
評議員	0 人	0 人	0%		

2 役員等の選任方法（規則第30条の35の3第1項第1号ロ）

（財団医療法人である場合は、該当する項目欄の□にチェックすること。）

☐ すべての評議員を理事会において推薦

3 報酬等の支給基準（規則第30条の35の3第1項第1号ニ）

（該当する項目欄の□にチェックすること。）

☒ 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、支給基準を定めている

	支給基準の内容
理 事	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準に定める通り支給する。
監 事	理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準に定める通り支給する。
評議員	なし

添付資料

○ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準

4 経理内容（規則第30条の35の3第1項第1号ホ及びへ）

区 分	医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容	特別の利益の有無
施設の利用		有 ・ 無
金銭の貸付け		有 ・ 無
資産の譲渡		有 ・ 無
給与の支給	給与規定に基づいて支給	有 ・ 無
役員等の選任	定款第5章第19条に基づいて選任	有 ・ 無
その他財産の運用及び事業の運営		有 ・ 無

5 遊休財産（規則第30条の35の3第1項第1号ト及び第2項）

区 分	金 額
A 資産の総額	4,830,725,577 円
B 純資産の額	2,983,927,282 円
C 純資産の額の資産の総額に対する割合（ $B/A \times 100$ ）	61.8%
D 控除対象財産の帳簿価額（イからへまでの合計額）	3,277,546,091 円
イ 本来業務の用に供する財産	3,166,589,565 円
ロ 附帯業務の用に供する財産	110,956,526 円
ハ 収益業務の用に供する財産	0 円
ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産	0 円
ホ 減価償却引当特定預金	0 円
ヘ 特定事業準備資金	0 円
E 遊休財産額（ $(A - D) \times C$ ）	959,864,922 円
F 事業費用の額	3,321,055,718 円

添付資料

○ 直近に終了した会計年度の貸借対照表及び損益計算書（新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合に限る。）

6 保有財産（規則第30条の35の3第1項第1号チ）

区 分	具 体 的 な 内 容	他の団体の意思決定への関与の有無
株 式		有・ ☒ 無
出 資		有・ ☒ 無
社団法人の社員権		有・ ☒ 無
組合契約		有・ ☒ 無
信 託		有・ ☒ 無
外国の法令に基づく財産		有・ ☒ 無

7 法令違反（規則第30条の35の3第1項第1号リ）

区 分	具 体 的 な 内 容	事実の有無
法令違反		有・ ☒ 無
勧告に反する開設、増床、種別変更		有・ ☒ 無
帳簿書類の隠ぺい、仮装		有・ ☒ 無
その他公益に反する事実		有・ ☒ 無

「公的な運営に関する要件に該当する旨を説明する書類（運営）」の記載要領

1 「1 運営組織」

- (1) 「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」(書類付表1)の記載内容に基づき、各欄を記載すること。
- (2) 「最も人数の多い他の同一団体のグループの人数」欄には、公益社団法人又は公益財団法人又は医師会、医会及び学会等の医学若しくは医術又は公衆衛生に関する学術団体であって法人格を有するもの(医師以外をその構成員とするものを除く。)(以下「公益法人等」という。)を除く他の同一団体のグループの人数を記載すること。

2 「2 役員等の選任方法」

該当する項目欄の□にチェックすること。

3 「3 報酬等の支給基準」

該当する項目欄の□にチェックすること。

支給基準を定めている場合には、その内容を記載し、当該支給基準を添付すること。

4 「4 経理内容」

- (1) 「医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対する特別の利益の供与の内容」欄には、「経理等に関する明細表」(書類付表2)の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「施設の利用」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が医療法人の施設を利用している場合に、その利用状況の内容を記載すること。

② 「金銭の貸付け」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に金銭を貸し付けている場合に、その貸付けの内容を記載すること。

③ 「資産の譲渡」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に資産を譲渡した場合に、その譲渡の内容を記載すること。

④ 「給与の支給」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体に対し支給している給与について、その支給の内容を記載すること。

⑤ 「役員等の選任」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体が理事、監事、社員又は評議員に選任された場合に、その選任状況の内容を記載すること。

⑥ 「その他財産の運用及び事業の運営」欄

医療法人の関係者、株式会社その他営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体からの借用物件、借入金及び譲受資産等がある場合に、その取引の内容について記載すること。

(2) 医療法人の関係者とは、次に掲げる者とする。

イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人

ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員

ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員 ニ イ
からハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族

ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある

者 ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

(3) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者とは、次に掲げる者とする。

イ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益目的の事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体

ロ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

5 「5 遊休財産」

「保有する資産の明細表」（書類付表3）の記載内容に基づき、次のように記載すること。

① 「A 資産の総額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の部の合計額を記載すること。ただし、純資産の部に評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を資産の部の合計額から控除するものとする。

② 「B 純資産の額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する純資産の部の合計額（貸借対照表上の資産の総額から負債の額を控除した額）を記載すること。ただし、評価・換算差額等の額を計上する場合にあっては、当該評価・換算差額等の額を純資産の部の合計額から控除するものとする。

③ 「C 純資産の額の資産の総額に対する割合」欄 純資産の部の合計額の資産の部の合計額に占める割合（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

④ 「イ 本来業務の用に供する財産」欄

当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑤ 「ロ 附帯業務の用に供する財産」欄

医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑥ 「ハ 収益業務の用に供する財産」欄

医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額を記載すること。

⑦ 「ニ イからハまでに掲げる業務を行うために保有する財産」欄

現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）を記載すること。

⑧ 「ホ 減価償却引当特定預金」欄

イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額を記載すること。

⑨ 「ヘ 特定事業準備資金」欄 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金に係る支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の合計額を記載すること。

⑩ 「E 遊休財産額」欄

直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産の総額から控除対象財産の帳簿価額の合計額を控除した額に、純資産の額の資産の総額に対する割合を乗じて得た額（その数に小数点未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）を記載すること。

6 「6 保有財産」

① 「株式」欄

医療法人が株式を保有している場合に、その内容を記載すること。

② 「出資」欄

医療法人が特別の法律により設立された法人の発行する出資に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。 ③ 「社団法人の社員権」欄

医療法人が合名会社、合資会社、合同会社その他の社団法人の社員権を保有している場合に、その内容を記載すること。

④ 「組合契約」欄

医療法人が民法第667条第1項に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑤ 「信託」欄 医療法人が信託契約に基づく委託者又は受益者としての権利を保有している場合に、その内容を記載すること。

⑥ 「外国の法令に基づく財産」欄

医療法人が外国の法令に基づく財産であって、①から⑤までに掲げる財産に類するものを保有している場合に、その内容を記載すること。

7 「7 法令違反」

「法令違反」欄には、直近の3会計年度において、次に掲げる事実がある場合に、その内容を記載すること。

- イ 医療に関する法律に基づき医療法人又はその理事長が罰金刑以上の刑事処分を受けた場合
- ロ 医療法人の開設する医療機関に対する医療監視の結果、重大な不適合事項があり、都道府県知事から改善勧告が行われたが是正されない場合
- ハ 医療法第30条の11の規定に基づく都道府県知事の勧告に反する病院の開設、増床又は病床種別の変更が行われた場合
- ニ 医療法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認められた場合であって、医療法第64条第1項の必要な措置をとるべき旨の命令若しくは第2項の業務の全部若しくは一部の停止の命令又は役員解任の勧告が発せられた場合 ホ その他イからニまでに相当する医療関係法令についての重大な違反事実があった場合

理事、監事、社員及び評議員に関する明細表

区 分	氏 名	親族等の関係	職 業	法人格の有無
理事長 社員	木村 知行		当法人木村病院 医師	有
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
副理事長 社員	宮永 健		当法人木村病院 病院長	有
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
専務理事 社員	木村 結花		当法人木村病院 事務部長	有
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	新本 修一		当法人木村病院 副院長	有
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	富井 淑夫		公益社団法人 日本医療経営 コンサルタント協会 編集専門委員	有
			医療ジャーナリスト兼編集者	無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
理事	杉本 みほ		当法人介護医療院かがやき 管理者	有
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
監事	市川 隆志		株式会社佐々木総研 取締役 医療経営コンサルティング部 部長	有
				有 ・ 無
				有 ・ 無

				有 ・ 無
				有 ・ 無
監事	外山 弘		外山法律事務所 弁護士・弁理士	無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無
				有 ・ 無

「理事、監事、社員及び評議員に関する明細表」（書類付表１）の記載要領

- （１）理事、監事、社員及び評議員（以下「社員等」という。）について、申請時に就任しているすべての者を、それぞれ別葉に記載すること。
- （２）「区分」欄には、社員等のいずれかを記載すること。なお、役職名（理事長等）を記載すること。
- （３）「親族等の関係」欄には、社員等のそれぞれについて、それぞれのグループの中で親族関係を有する者及び特殊の関係がある者がいる場合に、その旨（例えば、〇〇の配偶者、△△の使用人等）を記載すること。
 なお、親族関係を有する者及び特殊の関係がある者とは、次に掲げる者をいう。
 イ 社員等の配偶者及び三親等以内の親族
 ロ 社員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 ハ 社員等の使用人及び使用人以外の者で当該社員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 ニ ロ又はハに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- （４）「職業」欄には、当該医療法人における役職等及び当該医療法人以外の勤務先又は所属している学術団体等の名称並びに役職等をすべて具体的に（例えば当法人〇〇病院院長、〇〇会社社長、〇〇事務所事務員、〇〇医師会会員等）記載し、当該勤務先又は学術団体等にかかる法人格の有無について「法人格の有無」欄に記載すること。

経理等に関する明細表

1 医療法人の関係者等の施設の利用明細

区 分	関係者等の 氏名又は名称	特殊の関係	内 容	利用年月日	利用料金
施設の貸与	該当なし				
そ の 他	該当なし				

2 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
該当なし			
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

貸付先の氏名又は名称	貸付金現在高	貸付当初の元本	貸付当初の年月日
利率	年間の受取利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

譲渡先の氏名又は名称	譲渡資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲渡年月日	譲渡価額	特殊の関係	備考

4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細

氏 名	職務内容	就職年月日	常勤又は 非常勤の別	社 員 等 との関係	給与の支給 の 有 無
木村 知行	当法人木村病院 医師	H14. 12. 1	常勤	理事長 社員	有
宮永 健	当法人木村病院 病院長	H30. 7. 1	常勤	副理事長 社員	有
木村 結花	当法人事務部長	H30. 9. 1	常勤	専務理事 社員	有
新本 修一	当法人木村病院 副院長	R4. 4. 1	常勤	理事	有
杉本 みほ	当法人介護医療院 かがやき管理者	R3. 5. 31	常勤	理事	有
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無
					有 ・ 無

5 その他

(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
該当なし				
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

貸主の氏名又は名称	物件名	地目、構造、規格等	面積数量	用途
借用年月日	借用期間	賃借料	特殊の関係	備考

(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日
該当なし			
利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

債権者の氏名又は名称	借入金現在高	借入当初の元本	借入当初の年月日

利率	年間の支払利息額	担保の種類及び数量	特殊の関係

(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
該当なし			
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

譲受先の氏名又は名称	譲受資産の種類	地目、構造、規格等	面積数量
譲受年月日	譲受価額	特殊の関係	備考

(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細

関係者等の氏名	特殊の関係	医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細				
		法人名	所在地	代表者名	取引状況	役職等
市川 隆志	監事	株式会社 佐々木総研	福岡県北九州市八幡東区石坪町10-13	代表取締役 佐々木 大	業務委託契約締結	取締役 医療経営コンサルティング 部部長

(5) その他財産の運用及び事業の運営

医療法人の関係者等の氏名又は名称	具 体 的 な 内 容
該当なし	

「申請者の経理等に関する明細表」（書類付表２）の記載要領

1 各欄共通

医療法人の関係者等とは、次に掲げる者とする。

- イ 当該医療法人の理事、監事又は使用人
- ロ 当該医療法人が社団医療法人である場合にあっては、その社員
- ハ 当該医療法人が財団医療法人である場合にあっては、その設立者又は評議員
- ニ イからハまでに掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族
- ホ イからハまでに掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ヘ イからハまでに掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ト ホ又はヘに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの
- チ 株式会社その他の営利事業を営む者に対して寄附その他の特別の利益を与える活動（公益法人等に対して当該公益法人等が行う公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第２条第４号に規定する公益目的事業又は医学若しくは医術又は公衆衛生に関する事業のために寄附その他の特別の利益を与えるものを除く。）を行う個人又は団体
- リ 特定の者から継続的に若しくは反復して資産の譲渡、貸付け若しくは役務の提供を受ける者又は特定の者の行う会員等相互の支援、交流、連絡その他その対象が会員等である活動に参加する者に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的とする団体

2 「１ 医療法人の関係者等の施設の利用明細」

- ① 申請時における医療法人の関係者等について、次の区分に応じて記載すること。
 - イ 医療法人の関係者等に対して、医療法人の土地、建物等の物件を賃貸（無償で使用させている場合を含む。）している場合には、「施設の貸与」欄にその内容を記載すること。
 - ロ 医療法人の関係者等に対して、上記以外に当該医療法人の施設を利用させている場合には、「その他」欄にその内容を記載すること。
- ② 「特殊の関係」欄には、使用者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- ③ 「内容」欄には、その施設の利用状況（例えば、社宅として建物を貸与、他の法人（会社）の事務室等）を記載すること。
- ④ 「利用年月日」欄には、その施設の利用年月日（例えば、社宅の貸与の場合等には利用期間）を記載すること。

3 「２ 医療法人の関係者等に対する貸付金の明細」

- ① 医療法人の関係者等に対する貸付金がある場合に記載すること。

- ② この表の記載は、貸付先の異なるごとに記載すること。
 - ③ 貸付金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 貸付当初の元本は、貸換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 4 「3 医療法人の関係者等に対する譲渡資産の明細」
- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）に対して、医療法人の土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲渡がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸付の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 5 「4 医療法人の業務に従事している関係者等である従業員の明細」
- ① 申請時の従業員（医療法人の業務に従事している社員等（理事、監事、社員及び評議員をいう。以下同じ。）のうち、医療法人の関係者等について記載すること。
 - ② 「職務内容」欄には、現在の担当している職務の内容（例えば、副院長、内科部長、事務長等）を記載すること。
 - ③ 「社員等との関係」欄には、医療法人の社員等との関係（例えば、その者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名等）について記載すること。
- 6 「5 その他」の「(1) 医療法人の関係者等からの借用物件の明細」
- ① 直近に終了した会計年度の末日現在において、医療法人の関係者等から土地、建物、医療機械器具等の物件を賃借（無償で使用している場合を含む。）している場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、貸主が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
 - ③ 「備考」欄には、賃借に際し、権利金、敷金の支払の有無及びその支払金額を記載すること。
- 7 「5 その他」の「(2) 医療法人の関係者等からの借入金の明細」
- ① 医療法人の関係者等からの借入金がある場合に記載すること。
 - ② この表の記載は、債権者の異なるごとに記載すること。
 - ③ 借入金現在高は、直近に終了した会計年度の末日現在の金額を記載すること。
 - ④ 借入当初の元本は、借換えにより継続しているものについては、当初の金額を記載すること。
 - ⑤ 「特殊の関係」欄には、債権者が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 8 「5 その他」の「(3) 医療法人の関係者等からの譲受資産の明細」

- ① 直近に終了した3会計年度において、医療法人の関係者等（譲渡時に医療法人の関係者等であった者を含む。）から、医療法人に対して土地、建物、医療機械器具等の主要な資産の譲受がある場合に記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、譲受の相手方が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人名又は団体名を記載すること。
- 9 「5 その他」の「(4) 医療法人の関係者等が社員等となっている他の法人の明細」
- ① 申請時において、医療法人の関係者等が社員等（従業員を含む。）となっている他の法人がある場合に、その明細を記載すること。
 - ② 「特殊の関係」欄には、当該関係者等が理事長であれば「理事長」と、理事の配偶者であれば「理事〇〇の配偶者」と、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行う者であればその個人又は団体名を記載すること。
 - ③ 「取引状況」欄には、当該他の法人と申請医療法人との取引の状況（例えば、病院の清掃を請け負う等）を記載すること。
 - ④ 「役職等」欄には、他の法人における当該関係者等の役職等（例えば、役員、従業員等）を記載すること。
- 10 「5 その他」の「(5) その他財産の運用及び事業の運営」
- 申請時において、上記以外に財産の運用及び事業の運営に関し、医療法人の関係者等が利益を受けている場合に、その内容を記載すること。

保有する資産の明細表

1 総括表

区 分	業務の用に 供する財産	保有財産	減価償却引 当特定預金	特定事業 準備資金	その他の財産
流動資産	558,923,252 円				1,493,973,073 円
現金及び預金					1,493,973,073 円
事業未収金	551,427,001 円				0 円
有価証券					0 円
たな卸資産	6,298,644 円				0 円
前渡金	0 円				0 円
前払費用	850,328 円				0 円
その他の流動資産	347,279 円				0 円
固定資産	2,718,622,839 円	0 円	0 円	0 円	59,206,413 円
有形固定資産	2,649,339,265 円	0 円			0 円
建物	1,524,719,718 円	0 円			0 円
構築物	12,572,549 円	0 円			0 円
医療用器械備品	70,912,852 円	0 円			0 円
その他の器械備品	93,627,273 円	0 円			0 円
車両及び船舶	6,037,588 円	0 円			0 円
土地	889,725,892 円	0 円			0 円
建物仮勘定		0 円			0 円
その他の有形固定資産	51,743,393 円	0 円			0 円
無形固定資産	66,997,216 円	0 円			0 円
借地権	0 円	0 円			0 円
ソフトウェア	66,703,832 円	0 円			0 円
その他の無形固定資産	293,384 円	0 円			0 円
その他の資産	2,286,358 円		0 円	0 円	59,206,413 円
有価証券					134,720 円
長期貸付金					0 円
役職員等長期貸付金					0 円
長期前払費用	43,478 円				0 円
繰延税金資産	0 円				0 円
減価償却引当特定預金			0 円		
〇〇事業特定預金				0 円	
その他の固定資産	2,242,880 円				59,071,693 円
資産合計	① 3,277,546,091 円	② 0 円	③ 0 円	④ 0 円	1,553,179,486 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について記載すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	合 計	木村病院	介護医療院かがや き	訪問看護ステーション さばえ
流動資産	558,923,252 円	458,090,823 円	69,327,261 円	7,008,936 円
事業未収金	551,427,001 円	450,704,186 円	69,217,647 円	7,008,936 円
たな卸資産	6,298,644 円	5,853,354 円	445,290 円	0 円
前渡金	0 円	0 円	0 円	0 円
前払費用	850,328 円	1,186,004 円	-335,676 円	0 円
その他の流動資産	347,279 円	347,279 円	0 円	0 円
固定資産	2,718,622,839 円	2,330,865,695 円	308,305,786 円	2,540,562 円
有形固定資産	2,649,339,265 円	2,279,555,004 円	297,312,261 円	1,325,852 円
建物	1,524,719,718 円	1,201,518,356 円	258,263,507 円	0 円
構築物	12,572,549 円	10,667,539 円	1,905,010 円	0 円
医療用器械備品	70,912,852 円	69,725,974 円	1,161,274 円	0 円
その他の器械備品	93,627,273 円	67,082,797 円	19,408,615 円	1,325,852 円
車両及び船舶	6,037,588 円	6,037,587 円	1 円	0 円
土地	889,725,892 円	889,725,892 円	0 円	0 円
その他の有形固定資産	51,743,393 円	34,796,859 円	16,573,854 円	0 円
無形固定資産	66,997,216 円	49,131,703 円	10,897,525 円	1,214,710 円
借地権	0 円		0 円	0 円
ソフトウェア	66,703,832 円	48,838,319 円	10,897,525 円	1,214,710 円
その他の無形固定資産	293,384 円	293,384 円	0 円	0 円
その他の資産	2,286,358 円	2,178,988 円	96,000 円	0 円
長期前払費用	43,478 円	43,478 円	0 円	0 円
繰延税金資産	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の固定資産	2,242,880 円	2,135,510 円	96,000 円	0 円
資産合計	⑤ 3,277,546,091 円	2,788,956,518 円	377,633,047 円	9,549,498 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	在宅介護支援センター さばえ	グループホームさばえ	陽だまりさばえ	訪問リハビリセンター さばえ
流動資産	4,166,460 円	6,720,732 円	9,510,353 円	1,565,877 円
業未収金	4,166,460 円	6,720,732 円	9,510,353 円	1,565,877 円
たな卸資産	0 円	0 円	0 円	0 円
前渡金	0 円	0 円	0 円	0 円
前払費用	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の流動資産	0 円	0 円	0 円	0 円
固定資産	3,086,311 円	29,666,273 円	39,734,641 円	1,631,209 円
有形固定資産	2,052,267 円	28,229,215 円	38,186,538 円	978,684 円
建物	0 円	27,359,241 円	37,336,141 円	0 円
構築物	0 円	0 円	0 円	0 円
医療用器械備品	0 円	25,604 円	0 円	0 円
その他の器械備品	1,679,587 円	844,370 円	850,397 円	978,684 円
車両及び船舶	0 円	0 円	0 円	0 円
土地	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の有形固定資産	372,680 円	0 円	0 円	0 円
無形固定資産	1,034,044 円	1,437,058 円	1,536,733 円	652,525 円
借地権	0 円	0 円	0 円	0 円
ソフトウエア	1,034,044 円	1,437,058 円	1,536,733 円	652,525 円
その他の無形固定資産	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の資産	0 円	0 円	11,370 円	0 円
長期前払費用	0 円	0 円	0 円	0 円
繰延税金資産	0 円	0 円	0 円	0 円
その他の固定資産	0 円	0 円	11,370 円	0 円
資産合計	7,252,771 円	36,387,005 円	49,244,994 円	3,197,086 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

2 業務の用に供する財産の明細

施設名(事業名) 区分	短期集中 リハビリ	介護相談センター	地域包括支援センター さばえ
流動資産	52,200 円	1,402,200 円	1,078,410 円
事業未収金	52,200 円	1,402,200 円	1,078,410 円
たな卸資産	0 円	0 円	0 円
前渡金	0 円	0 円	0 円
前払費用	0 円	0 円	0 円
その他の流動資産	0 円	0 円	0 円
固定資産	0 円	982,633 円	1,809,729 円
有形固定資産	0 円	592,121 円	1,107,323 円
建物			242,473 円
構築物	0 円	0 円	0 円
医療用器械備品	0 円	0 円	0 円
その他の器械備品		592,121 円	864,850 円
車両及び船舶	0 円	0 円	0 円
土地	0 円	0 円	0 円
その他の有形固定資産			
無形固定資産	0 円	390,512 円	702,406 円
借地権	0 円	0 円	0 円
ソフトウェア	0 円	390,512 円	702,406 円
その他の無形固定資産	0 円	0 円	0 円
その他の資産	0 円	0 円	0 円
長期前払費用	0 円	0 円	0 円
繰延税金資産	0 円	0 円	0 円
その他の固定資産	0 円	0 円	0 円
資産合計	52,200 円	2,384,833 円	2,888,139 円

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する資産について、開設する施設毎に記載（同一施設内において複数の事業を行っている場合にあっては、主たる事業については施設名、その他については事業名を記載）すること。
- 表中の科目については貸借対照表に合わせ、必要な科目の追加又は不要な科目の削除を行うこと。
ただし、現金、預金、有価証券、建物仮勘定、貸付金その他これに類する資産については追加しないこと。
- ⑤が①と一致すること。

3 保有財産の明細

保有財産（使用目的）	使用予定年月日	取得年月日	取得価額	保有財産の 帳簿価額
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
			円	円
合 計	—	—	円	⑥ 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が②と一致すること。

4 減価償却引当特定預金の明細

当該資金の目的	財産の取得又は 改良の予定年度	左記の予定年度 に必要な最低額	減価償却累計額	減価償却引当特定 預金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑦ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が③と一致すること。

5 特定事業準備資金の明細

当該資金の目的	特定事業の開始 予 定 年 度	左記の予定年度 に必要な最低額	毎会計年度に 積み立てる額	特定事業準備資金の帳簿価額
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
		円	円	円
合 計	—	円	円	⑧ 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が④と一致すること。
- 当該資金の目的毎に必要な最低額に関する合理的な算定根拠について、「特定事業準備資金の明細の別紙」（任意の様式）を作成し、併せて提出すること。（なお、当該別紙についても閲覧対象であること）

6 土地の明細

住 所	総面積	内 借地の面積	内 自地の面積	用途の区分
福井県鯖江市旭町 4 丁目 4-9	15,224.45 m ²	4,213.63 m ²	11,010.82 m ²	木村病院他
				駐車場
福井県鯖江市旭町 4 丁目 9-10	2,390.64 m ²	2,231.73 m ²	158.91 m ²	介護医療院かがやき
				陽だまりさばえ
				グループホームさばえ

7 建物の明細

区 分	構造の概要	総 面 積	自家・借 家	用途の区分	用途別の面積
木村病院	鉄筋コンクリート 5階建て（耐震）	8,145.38 m ²	自家	1階	2,815.64 m ²
				2階	2,195.29 m ²
				3階	1,718.75 m ²
				4階	643.86 m ²
				5階	90.32 m ²
				地下1階	681.52 m ²
介護医療院かがやき	鉄筋コンクリート 5階建て（耐震）	4,575.15 m ²	自家	1階	1,586.12 m ²
				2階	991.20 m ²
				3階	990.04 m ²
				4階	904.79 m ²
				5階	103.00 m ²

8 医療用器械備品の明細

品 名	規 格	数 量	単 価	自用・借 用	用途の区分
電動式万能手術台（S58.07）		1.00	1	自用	木村病院
インタートロン6100 リハビリ用		1.00	1	自用	木村病院
たっちあっぷ両てすり		1.00	1	自用	木村病院
自動血圧計 LED表示タイプ		1.00	1	自用	木村病院
メラサキューム		1.00	1	自用	木村病院
脳外科OP用 バーデールローフレック		1.00	1	自用	木村病院
高周波焼灼装置		1.00	1	自用	木村病院
フクダモニター		1.00	1	自用	木村病院
移動式人工呼吸器 サーボ		1.00	1	自用	木村病院
フクダ多機能心電計 FX-7432		1.00	1	自用	木村病院
エコーカメラ SSD-1000		1.00	1	自用	木村病院
血圧脈波検査装置		1.00	1	自用	木村病院

周波数体組成計		1.00	1	自用	木村病院
アムコ 高周波手術装置		1.00	1	自用	木村病院
スーパースカイ SK-9WDXB		1.00	1	自用	木村病院
セントラルモニタ 心電図モニター		1.00	1	自用	木村病院
心電・呼吸 SpO2 送信機 LX-7230N		1.00	1	自用	木村病院
心電・呼吸 SpO2 送信機		1.00	1	自用	木村病院
セントラルモニター		1.00	1	自用	木村病院
X線骨密度測定装置		1.00	1	自用	木村病院
心電呼吸 SP02 送信機		1.00	1	自用	木村病院
TOTO 尿流量測定装置 日本光電中部㈱		1.00	1	自用	木村病院
磁気刺激装置システム		1.00	1	自用	木村病院
トリートメント3セクション リハビリ訓練折畳椅子		1.00	1	自用	木村病院
セントラルモニター心電図 フクダ電子		1.00	1	自用	木村病院
マイクロタイザー MT3ⅡSL		1.00	1	自用	木村病院
TOTO 尿流量測定装置 (フローカイ)		1.00	1	自用	木村病院
オリンパス燕下用ビデオスコープシステム		1.00	1	自用	木村病院
マイクロタイザーMT-3ⅡSL		1.00	1	自用	木村病院
磁気刺激装置マグネトロシステム R30		1.00	1	自用	木村病院
バリエーション凝固止血器		1.00	1	自用	木村病院
医療ガス設備吸引装置		1.00	1	自用	木村病院
オリンパス内視鏡膀胱鏡スコープ 修理		1.00	1	自用	木村病院
電気刺激装置アイゼンプラス		1.00	1	自用	木村病院
EVIS 気管支ビデオスコープ		1.00	1	自用	木村病院
誘発・筋電図検査装置修理		1.00	1	自用	木村病院
足底圧マッピング計測装置 センソーセブソン		1.00	1	自用	木村病院
歩行運動機械器具 (トレッドミル AR-10)		1.00	1	自用	木村病院
TMS ナビゲータシステム		1.00	1	自用	木村病院
天板昇降フローティング撮影台		1.00	1	自用	木村病院
セントラルモニタ フクダ電子		1.00	1	自用	木村病院
除細移動機 (電気ショック) 日本光学		1.00	2	自用	木村病院
電子セクタ探触子 心臓用 90°		1.00	1	自用	木村病院
X線撮影システム RADspeed pro		1.00	1	自用	木村病院
血圧ガス分析装置 総合メディカル		1.00	1	自用	木村病院
ホルタ記録器 フクダ電子		1.00	141, 558	自用	木村病院
コイル Cool-B658 字 (ケラー用 TMS 用)		1.00	1	自用	木村病院
日立磁石式磁気共鳴画像診断装置		1.00	1	自用	木村病院
膀胱用超音波画像診断装置 (リリアム)		2.00	1	自用	木村病院
ポテンショメトリックアナライザー (測定器)		1.00	212, 396	自用	木村病院
セントラルモニタ 6 人用		1.00	1	自用	木村病院
テルフュージョン輸液ポンプ		4.00	1	自用	木村病院
MagProR30 用コイル		1.00	1	自用	木村病院

オート無散瞳眼底カメラ		1.00	1	自用	木村病院
心疾患マーカー コバス H232		1.00	1	自用	木村病院
画像読取装置 富士フィルム		1.00	680,705	自用	木村病院
移動型 X 線装置 日立製作所		1.00	316,954	自用	木村病院
超音波画像診断装置 キヤノンメディカル		1.00	344,371	自用	木村病院
X-TV 装置 FLEXAVISION FD		1.00	1,221,959	自用	木村病院
ロボットスタンド トーサリット社製		1.00	1	自用	木村病院
ポケット SPO2 モニタ フィンガーローブ 2 台		2.00	1	自用	木村病院
バランサントベットのハイローストレッチャー KK-735B 2 台		2.00	1	自用	木村病院
テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		6.00	101,780	自用	木村病院
シリンジポンプ		1.00	23,324	自用	木村病院
全自動血圧計 健太郎 HBP-9036		1.00	20,552	自用	木村病院
(補助金対象)クリーンパージーションクリーン仕様		1.00	24,356	自用	木村病院
(補助金対象)クリーンパージーション汚染除去仕様		1.00	26,386	自用	木村病院
(補助金対象)短期入院協力事業 ティーアールシリーズ車いす		2.00	43,235	自用	木村病院
(補助金対象)軽量コンパクトティルト&リクライニング車いす		1.00	22,842	自用	木村病院
(補助金対象)ベッドサイドモニタ		1.00	154,610	自用	木村病院
(補助金対象)クリーンパージーション		2.00	73,440	自用	木村病院
超音波画像診断装置 Xario100G キヤノンメディカルシステムズ(株)		1.00	618,439	自用	木村病院
(補助金対象)ベッドサイドモニタ		3.00	378,661	自用	木村病院
(補助金対象)ティルト&リクライニング車いす		1.00	29,270	自用	木村病院
(補助金対象)軽量ストレッチャー背上げ機構トータルロック		1.00	100,065	自用	木村病院
(補助金対象)テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		3.00	66,527	自用	木村病院
(補助金対象)クリーンパージーション		2.00	78,026	自用	木村病院
テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		4.00	88,702	自用	木村病院
クリーンベンチ(殺菌灯付)		1.00	25,364	自用	木村病院
テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		1.00	23,480	自用	木村病院
(補助金対象)セントラルモニタ		1.00	225,417	自用	木村病院
ロシュ・ダ・イグノスティクス コバス h232 プラス 508067		1.00	66,035	自用	木村病院
テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		4.00	105,795	自用	木村病院
(補助金対象)女性導尿・浣腸シュミレーター		1.00	26,666	自用	木村病院
(補助金対象) 男性導尿・浣腸シュミレーター		1.00	26,666	自用	木村病院
パルスオキシメーターエニハールワーク		1.00	26,891	自用	木村病院
アテストオートリーダー		1.00	1	自用	木村病院
テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		1.00	28,406	自用	木村病院
ロシュ・ダ・イグノスティクス コバス h232 プラス 508067		1.00	98,648	自用	木村病院
伊藤超短波 小型中周波治療器 ES-4004CH 吸引装置付		1.00	219,560	自用	木村病院
テルモ テルフュージョン輸液ポンプ		15.00	759,569	自用	木村病院
(補助金対象)セントラルモニタ		1.00	847,781	自用	木村病院
日立 MR イメージング装置 APERTO LucentPlus		1.00	28,931,288	自用	木村病院
デュアル周波数体組成計ボーラタイプ		1.00	110,092	自用	木村病院

システム生物顕微鏡 CX33(エビテント)		1.00	229,094	自用	木村病院
ポケットSPO2モニター(日本光電工業)		1.00	107,575	自用	木村病院
薬用冷蔵庫(PHC)		1.00	547,927	自用	木村病院
解析付心電計(フクダ電子)		1.00	1,604,488	自用	木村病院
S500T 卓上遠心機		1.00	413,503	自用	木村病院
(補助対象)富士フィルムメディカル超音波診断装置システム		1.00	21,924,238	自用	木村病院
フレキシブルビデオスコープ(膀胱鏡システム)		1.00	6,951,588	自用	木村病院
血液ガス分析装置		1.00	1,657,687	自用	木村病院
フクダ心電計		1.00	1	自用	介護医療院かがやき
スピーキングバスケット(パネス浴中気泡マッサージャ)		1.00	1	自用	介護医療院かがやき
解析付心電計		1.00	1	自用	介護医療院かがやき
スーパーカイン 干渉電流型低周波治療		1.00	1	自用	介護医療院かがやき
テルモ テルフェージョン輸血ポンプ		1.00	16,965	自用	介護医療院かがやき
車いす ハイボリマー マルチエレベーター付		1.00	20,759	自用	介護医療院かがやき
車いす ハイボリマー		1.00	16,312	自用	介護医療院かがやき
車いす CTR-WR エレベーター付		3.00	60,051	自用	介護医療院かがやき
車いす TRC-3DX マルチエレベーター付 ハイボリマー仕様		6.00	137,894	自用	介護医療院かがやき
車いす ライフステップサービス ネットイ		7.00	140,118	自用	介護医療院かがやき
(補助金対象)介護分 昇降式リハビリテーブル		4.00	88,374	自用	介護医療院かがやき
セントラルモニタ		1.00	568,244	自用	介護医療院かがやき
カワサキクリクラインク車椅子 KXL16-42EL		1.00	89,570	自用	介護医療院かがやき
車いす BAL-12 マルチエレベーター		1.00	25,604	自用	グループホームさばえ
車いす TRC-3DX マルチエレベーター付 ハイボリマー仕様		1.00	22,983	自用	かがやき共通
		172	70,912,852		

「保有する資産の明細表」(書類付表3)の記載要領

- 1 「1 総括表」、「2 業務の用に供する財産の明細」、「3 保有財産の明細」、「4 減価償却引当特定預金の明細」、「5 特定事業準備資金の明細」

- ① 総括表の「業務の用に供する財産」欄及び「2 業務の用に供する財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。「2 業務の用に供する財産の明細」は施設毎に記載し、「施設名」欄に当該施設名(本来業務を行う施設で附帯業務又は収益業務も行う場合にあっては、当該附帯業務又は収益業務に係る事業名)を記載すること。

イ 当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務の用に供する財産の帳簿価額

ロ 医療法第42条各号に規定する業務の用に供する財産の帳簿価額

ハ 医療法第42条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務の用に供する財産の帳簿価額

- ② 総括表の「保有財産」欄及び「3 保有財産の明細」は、次に掲げるものを記載すること。

「3 保有財産の明細」は保有財産の種類毎に記載し、「保有財産」欄にその種類と当該財産の使用目的(例えば、土地(病院)、建物(診療所)等)を記載すること。

ニ 現に使用されていないが、イからハまでに掲げる業務のために使用されることが見込まれる財産の

帳簿価額（業務の用に供するまでに発生する請負前渡金及び建設用材料部品の買入代金等を含む。）

- ③ 総括表の「減価償却引当特定預金」欄及び「4 減価償却引当特定預金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。「4 減価償却引当特定預金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ホ イからハまでに掲げる業務を行うための財産の取得又は改良に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「減価償却引当特定預金」の額

- ④ 総括表の「特定事業準備資金」欄及び「5 特定事業準備資金の明細」は、次に掲げるものを記載すること。「5 特定事業準備資金の明細」は、当該資金の目的毎に記載すること。

ヘ 将来の特定の事業（定款又は寄附行為に定められた事業に限る。）の実施のために特別に支出（引当金にかかる支出及びホの資金を除く。）する費用に係る支出に充てるために保有する資金として、直近に終了した会計年度の貸借対照表に計上する「〇〇事業特定預金」の額

2 「6 土地の明細」

- ① 医療法人が所有する土地（借地を含む。）を住所毎に記載すること。
- ② 「総面積」欄には、その土地の総面積を記載すること。
- ③ 「内 借地の面積」欄及び「内 自地の面積」欄には、その土地の借地に係る面積及び医療法人が所有する土地に係る面積をそれぞれ記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その土地の用途の異なるごとに、その用途（例えば、〇〇病院、〇〇診療所、介護老人保健施設〇〇、〇〇介護医療院、医師住宅等）を記載すること。

3 「7 建物の明細」

- ① 「区分」欄には、建物（借家を含む。）の棟等の異なるごとに、その建物の名称（例えば、本館、第1外来診療棟、第1病棟等）を記載すること。
- ② 「構造の概要」欄には、その建物の構造の概要（例えば、鉄筋コンクリート3階建、木骨モルタル造2階建等）を記載し、耐震構造を有する場合は「(耐震)」を記載すること。
- なお、耐震構造を有する場合とは、昭和56年6月1日以降に建築確認を受けた建物であるか、昭和56年5月31日以前に建築された建物であっても、建築基準法（昭和56年6月1日施行令改正）に基づく耐震基準を満たしている場合や耐震補強工事等により新耐震基準を満たしているものをいう。
- ③ 「総面積」欄には、その建物の延べ面積を記載すること。
- ④ 「自家・借家」欄には、「自家」又は「借家」と記載すること。
- ⑤ 「用途の区分」欄には、その建物の用途の異なるごとに、その用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室、医師住宅等）を記載すること。
- ⑥ 「用途別の面積」欄には、その建物の用途別の延べ面積を記載すること。

4 「8 医療用器械備品の明細」

- ① 医療法人が所有する主要な医療用器械備品（借用を含む。）を器械毎に記載すること。
- ② 「単価」欄には、その器械の直近に終了した会計年度における帳簿価額（借用の場合は、その器械の直近に終了した会計年度における年間賃借料）を記載すること。
- ③ 「自用・借用」欄には、「自用」又は「借用」と記載すること。
- ④ 「用途の区分」欄には、その器械の用途（例えば、診察室、処置室、臨床検査施設、エックス線診療室、調剤所、病室等）を記載すること。

添付書類 8

公的な運営に関する要件（医療法第42条の2第1項第6号）に該当する旨を説明する書類（事業）

申請者名： 社会医療法人寿人会 理事長 木村 知行

住 所： 福井県鯖江市旭町4丁目4番9号

以下のとおり相違ありません。

1 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号イ）

病院、診療所、介護老人保健施設 及び介護医療院等名	業務に係る費用 の額（A）	全費用の額（B）	割 合 A／B
木村病院	2,597,178,212 円	2,597,178,212 円	100.0%
介護医療院 かがやき	480,843,707 円	480,843,707 円	100.0%
訪問リハビリセンターさばえ		8,968,227 円	0.0%
訪問看護ステーションさばえ		37,492,024 円	0.0%
在宅介護支援センターさばえ		28,162,334 円	0.0%
陽だまりさばえ		66,540,468 円	0.0%
グループホームさばえ		52,688,134 円	0.0%
さばえデイサービス		-603,488 円	0.0%
短期集中リハビリ木村		5,010,258 円	0.0%
木村病院 介護相談センター		12,979,988 円	0.0%
地域包括支援センターさばえ		31,795,854 円	0.0%
合 計	① 3,078,021,919 円	② 3,321,055,718 円	92.7%

（記載上の注意事項）

- 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- 業務に係る費用の額の合計①が、損益計算書の本来業務事業損益に係る事業費用の金額と一致すること。
- 全費用の額の合計②が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益に係る事業費用の合計額と一致すること。

2 収入金額（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	区分	支払基金等から受けた収入金額	患者から受けた収入金額	収入金額計	診療割合
木村病院	社会保険診療	2,317,354,121 円	278,858,874 円	2,596,212,995 円	80.1%
	労災保険診療	43,343,176 円	0 円	43,343,176 円	100.0%
	健康診査	16,270,296 円	14,668,836 円	30,939,132 円	100.0%
	予防接種	7,899,128 円	9,954,178 円	17,853,306 円	95.4%
	助産			0 円	0.0%
	介護事業			0 円	0.0%
	障害福祉事業			0 円	0.0%
	その他	47,908,000 円	51,294,188 円	99,202,188 円	78.6%
	計	2,432,774,721 円	354,776,076 円	2,787,550,797 円	80.5%
介護医療院 かがやき	社会保険診療	350,747,591 円	94,394,041 円	445,141,632 円	13.7%
	労災保険診療			0 円	0.0%
	健康診査			0 円	0.0%
	予防接種	858,856 円		858,856 円	4.6%
	助産			0 円	0.0%
	介護事業			0 円	0.0%
	障害福祉事業			0 円	0.0%
	その他	231,885 円	6,166 円	238,051 円	0.2%
	計	351,838,332 円	94,400,207 円	446,238,539 円	12.9%
訪問リハビリセンター さばえ	社会保険診療	9,712,547 円	1,135,033 円	10,847,580 円	0.3%
	労災保険診療			0 円	0.0%
	健康診査			0 円	0.0%
	予防接種			0 円	0.0%
	助産			0 円	0.0%
	介護事業			0 円	0.0%
	障害福祉事業			0 円	0.0%
	その他		11,330 円	11,330 円	0.0%
	計	9,712,547 円	1,146,363 円	10,858,910 円	0.3%
訪問看護ステーション さばえ	社会保険診療	33,709,426 円	4,418,123 円	38,127,549 円	1.2%
	労災保険診療			0 円	0.0%
	健康診査			0 円	0.0%
	予防接種			0 円	0.0%
	助産			0 円	0.0%
	介護事業			0 円	0.0%
	障害福祉事業			0 円	0.0%
	その他	82,280 円	12,870 円	95,150 円	0.1%
	計	33,791,706 円	4,430,993 円	38,222,699 円	1.1%
在宅介護支援センター さばえ	社会保険診療	26,292,820 円		26,292,820 円	0.8%
	労災保険診療			0 円	0.0%

	健康診査			0 円	0. 0%
	予防接種			0 円	0. 0%
	助産			0 円	0. 0%
	介護事業			0 円	0. 0%
	障害福祉事業			0 円	0. 0%
	その他	766, 360 円	12, 410 円	778, 770 円	0. 6%
	計	27, 059, 180 円	12, 410 円	27, 071, 590 円	0. 8%
陽だまりさばえ	社会保険診療	50, 509, 982 円	13, 425, 368 円	63, 935, 350 円	2. 0%
	労災保険診療			0 円	0. 0%
	健康診査			0 円	0. 0%
	予防接種			0 円	0. 0%
	助産			0 円	0. 0%
	介護事業			0 円	0. 0%
	障害福祉事業			0 円	0. 0%
	その他			0 円	0. 0%
	計	50, 509, 982 円	13, 425, 368 円	63, 935, 350 円	1. 8%
グループホームさばえ	社会保険診療	32, 589, 747 円	15, 230, 845 円	47, 820, 592 円	1. 5%
	労災保険診療			0 円	0. 0%
	健康診査			0 円	0. 0%
	予防接種			0 円	0. 0%
	助産			0 円	0. 0%
	介護事業			0 円	0. 0%
	障害福祉事業			0 円	0. 0%
	その他			0 円	0. 0%
	計	32, 589, 747 円	15, 230, 845 円	47, 820, 592 円	1. 4%
短期集中リハビリ木村	社会保険診療			0 円	0. 0%
	労災保険診療			0 円	0. 0%
	健康診査			0 円	0. 0%
	予防接種			0 円	0. 0%
	助産			0 円	0. 0%
	介護事業	132, 120 円	15, 480 円	147, 600 円	100. 0%
	障害福祉事業			0 円	0. 0%
	その他			0 円	0. 0%
	計	132, 120 円	15, 480 円	147, 600 円	0. 0%
木村病院 介護相談センター	社会保険診療	6, 128, 830 円		6, 128, 830 円	0. 2%
	労災保険診療			0 円	0. 0%
	健康診査			0 円	0. 0%
	予防接種			0 円	0. 0%
	助産			0 円	0. 0%
	介護事業			0 円	0. 0%
	障害福祉事業			0 円	0. 0%
	その他	794, 070 円		794, 070 円	0. 6%
	計	6, 922, 900 円	0 円	6, 922, 900 円	0. 2%

地域包括支援センター さばえ	社会保険診療	7,103,250 円		7,103,250 円	0.2%
	労災保険診療			0 円	0.0%
	健康診査			0 円	0.0%
	予防接種			0 円	0.0%
	助産			0 円	0.0%
	介護事業			0 円	0.0%
	障害福祉事業			0 円	0.0%
	その他	25,082,200 円	5,500 円	25,087,700 円	19.9%
	計	32,185,450 円	5,500 円	32,190,950 円	0.9%
合計	社会保険診療	2,834,148,314 円	407,462,284 円	③ 3,241,610,598 円	⑪ 93.7%
	労災保険診療	43,343,176 円	0 円	④ 43,343,176 円	⑫ 1.3%
	健康診査	16,270,296 円	14,668,836 円	⑤ 30,939,132 円	⑬ 0.9%
	予防接種	8,757,984 円	9,954,178 円	⑥ 18,712,162 円	⑭ 0.5%
	助産	0 円	0 円	⑦ 0 円	⑮ 0.0%
	介護事業	132,120 円	15,480 円	⑧ 147,600 円	⑯ 0.0%
	障害福祉事業	0 円	0 円	⑨ 0 円	⑰ 0.0%
	その他	74,864,795 円	51,342,464 円	⑩ 126,207,259 円	3.6%
	計	2,977,516,685 円	483,443,242 円	3,460,959,927 円	100.0%

(記載上の注意事項)

- (1) 直近に終了した会計年度の診療等について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。
- (2) 合計③～⑩の合計額が、損益計算書の本来業務事業損益、附帯業務事業損益及び収益業務事業損益にかかる事業収益の合計額と一致すること。

3 労働者災害補償保険法による患者の診療報酬（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る患者の診療報酬が社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

4 健康診査に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

健康保険法	8,331,957 円	学校保健安全法	0 円
船員保険法	0 円	母子保健法	0 円
国民健康保険法	1,874,628 円	労働安全衛生法	18,599,548 円
国家公務員共済組合法	14,300 円	高齢者の医療の確保に関する法律	2,104,399 円
地方公務員等共済組合法	7,150 円		
私立学校教職員共済法	7,150 円		
計	10,235,185 円	計	20,703,947 円
		健康診査に係る収入合計	⑱ 30,939,132 円

(記載上の注意事項)

- ⑤が⑱と一致すること。

5 予防接種に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	12,825 円
臨時接種	円	風疹	18,788 円
		新型コロナワクチン	8,399,668 円
	円	インフルエンザ	9,118,774 円
	円	肺炎球菌	858,856 円
		MRワクチン	303,251 円
計	円	計	18,712,162 円
		予防接種に係る収入合計	⑱ 18,712,162 円

（記載上の注意事項）

- ⑥が⑱と一致すること。

6 助産に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

	分娩件数	助産に係る収入金額
自由診療のうち助産にかかる収入	⑳ 件	㉑ 円
分娩件数（㉑）×50万円		㉒ 円

（記載上の注意事項）

- ⑦が㉑又は㉒の金額のうちいずれか低い方の金額と一致すること。

添付資料

- 診療報酬規程

7 介護保険法のサービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

第二種社会福祉事業		社会福祉事業以外	
居宅サービス事業	円	居宅サービス事業	円
地域密着型サービス事業	円	地域密着型サービス事業	円
介護予防サービス事業	円	介護予防サービス事業	147,600 円
地域密着型介護予防サービス事業	円		
計	円	計	147,600 円
		介護事業に係る収入合計	㉓ 147,600 円

（記載上の注意事項）

- ⑧が㉓と一致すること。

8 障害福祉サービス・事業（社会保険診療に含まれるものを除く。）に係る収入の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ロ）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律		児童福祉法	
介護給付費	円	障害児通所給付費	円
特例介護給付費	円	特例障害児通所給付費	円
訓練等給付費	円	障害児入所給付費	円
特例訓練等給付費	円	特定入所障害児食費等給付費	円
特定障害者特別給付費	円	障害児相談支援給付費	円
特例特定障害者特別給付費	円	特例障害児相談支援給付費	円
地域相談支援給付費	円		
特例地域相談支援給付費	円		
計画相談支援給付費	円		
特例計画相談支援給付費	円		
基準該当療養介護医療費	円		
地域生活支援事業	円		
計	円	計	円
		障害福祉事業に係る収入合計	②④ 円

（記載上の注意事項）

○ ⑨が②④と一致すること。

9 自費患者に対し請求する金額（規則第30条の35の3第1項第2号ハ）

診療収入について、自費患者に請求する金額は、社会保険診療と同一の基準により計算するか否か、いずれか該当する項目欄の□にチェックすること。

- ☒ 同一の基準による
☐ 同一の基準によらない

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号ニ）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
木村病院	2,787,550,797 円	1,786,710,550 円	810,467,662 円	2,597,178,212 円	107.3%
介護医療院 かがやき	446,238,539 円	330,998,284 円	149,845,423 円	480,843,707 円	92.8%
合 計	②⑤ 3,233,789,336 円	2,117,708,834 円	960,313,085 円	②⑥ 3,078,021,919 円	105.1%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載する

こと。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。

(3) 患者のために直接必要な経費の額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

10 経費の額等の明細（規則第30条の35の3第1項第2号二）

病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等名	医療診療により収入する金額 (A)	患者のために直接必要な経費の額			割合 A/B
		医師、看護師等の給与	医療の提供に要する費用（投薬費を含む）	合計 (B)	
訪問リハビリセンターさばえ	10,858,910 円	7,979,602 円	988,625 円	8,968,227 円	121.1%
訪問看護ステーションさばえ	38,222,699 円	34,012,453 円	3,479,571 円	37,492,024 円	101.9%
在宅介護支援センターさばえ	27,071,590 円	25,529,474 円	2,632,860 円	28,162,334 円	96.1%
陽だまりさばえ	63,935,350 円	54,225,949 円	12,314,519 円	66,540,468 円	96.1%
グループホームさばえ	47,820,592 円	42,618,934 円	10,069,200 円	52,688,134 円	90.8%
さばえデイサービス	0 円	-603,488 円	0 円	-603,488 円	0.0%
短期集中リハビリ木村	147,600 円	5,004,842 円	5,416 円	5,010,258 円	2.9%
木村病院介護相談センター	6,922,900 円	12,494,693 円	485,295 円	12,979,988 円	53.3%
地域包括支援センターさばえ	32,190,950 円	24,883,222 円	6,912,632 円	31,795,854 円	101.2%
合 計	㉔ 227,170,591 円	206,145,681 円	36,888,118 円	㉕ 243,033,799 円	93.5%

（記載上の注意事項）

(1) 直近に終了した会計年度の診療について、病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院等の別に記載すること。

(2) 医療診療により収入する金額合計㉔が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業収益の金額と一致すること。

(3) 患者のために直接必要な経費の額合計㉕が、損益計算書の本来業務事業損益にかかる事業費用の金額と一致すること。

別 表 1

医療法第42条の2第1項第4号(口を除く)の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人寿人会 理事長 木村知行

住 所：福井県鯖江市旭町四丁目4番9号

以下のとおり相違ありません。

開設する全ての病院又は診療所		救急医療等確保事業の別
名 称	所 在 地	
木村病院	福井県鯖江市旭町四丁目4番9号	救急医療
木村病院	福井県鯖江市旭町四丁目4番9号	へき地医療

(記載上の注意事項)

- 「開設する全ての病院又は診療所」欄には、医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院又は診療所(指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。)を全て記載すること。
- 2以上の都道府県の区域において病院又は診療所を開設する場合は、都道府県毎に順に記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書(別添2-1)又は決算届(別添2-2)に記載した内容と一致していること。

別 表 2

医療法第42条の2第1項第4号口の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名 社会医療法人寿人会 理事長 木村知行

住 所： 福井県鯖江市旭町四丁目4番9号

以下のとおり相違ありません。

1 開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の 別
木村病院	福井県鯖江市旭町四丁目4番9号	救急医療
木村病院	福井県鯖江市旭町四丁目4番9号	へき地医療
介護医療院かがやき	福井県鯖江市旭町四丁目9番10号	

2 隣接市町村（注）に開設する全ての診療所、介護老人保健施設及び介護医療院

名 称	所 在 地	救急医療等確保事業の 別

（注）隣接市町村とは、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む二次医療圏に隣接した市町村（当該病院の所在地の都道府県以外の都道府県の市町村であり、特別区を含む。）のこと。

（記載上の注意事項）

- 医療法第42条の2第1項第5号の基準に適合するか否かに係わらず開設する病院、診療所（指定管理者として管理する病院又は診療所を含む。）、介護老人保健施設及び介護医療院を全て記載すること。
- 「救急医療等確保事業の別」欄に記載する内容は、申請書（別添2－1）又は決算届（別添2－2）に記載した内容と一致していること。

添付書類

- 当該医療法人が開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院の所在地が示された地図